

次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定について

～こども計画の策定に向けて～

1. 現行計画

あきる野市子ども・子育て支援総合計画

- ・子ども・子育て支援事業計画の作成義務（子ども・子育て支援法第61条）



平成27年3月	あきる野市子ども・子育て支援事業計画	(平成27年度～平成31年度)
令和2年3月	あきる野市子ども・子育て支援総合計画	(令和2年度～令和6年度)

2. 策定のための調査

あきる野市子育て支援ニーズ調査（調査時期：令和5年12月）

- ・市内在住の就学前児童の保護者（就学前児童調査）
2,000人
- ・市内在住の小学校1年生から6年生までの児童の保護者（小学生調査）
1,000人

3. こども家庭庁の創設、こども基本法の成立

こども家庭庁設置法（令和4年） ※令和5年4月1日施行

- ・こどもに関する政策に関し、各省庁間の縦割りを解消し、支援を途切れさせない。
- ・こどもの年齢及び発達の程度に応じた意見を尊重し、その最善の利益を優先し考慮する。

こども基本法（令和4年） ※令和5年4月1日施行

- ・第10条
 - 2 市町村は、こども大綱（中略）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画 その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

・第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○こども基本法説明資料（内閣官房こども家庭庁設立準備室）より

・第10条第5項「その他の法令により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」の例

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

4. 新計画

こども計画

- ・新計画（令和7年度から令和11年度まで）
令和7年3月 あきる野市こども計画（仮称）策定予定
※新計画には、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」を一体のものとして作成する。
- ・策定スケジュール（資料8-1のとおり）

5. 策定のための調査

こども又はこどもを養育する者の意見を反映させるための必要な措置

- ・子育て支援ニーズ調査（就学前児童調査、小学生調査）
前回調査を参考として、令和5年12月実施予定
- ・こどもや若者にとって身近なSNSなどを活用した意見聴取など、こどもや若者から直接意見を聞けるような仕組み

6. 子ども・子育て会議

あきる野市子ども・子育て会議委員の増 ※令和5年9月議会予定

- ・中学生や高校生に対する幅広い意見聴取を行っていくため、地域子育て支援・育成に関わっている関係者など、子ども・子育て会議の委員を新たに委嘱する条例改正を行っていく予定です。